

○第15回農薬第一専門調査会（非公開）

日時：令和5年4月27日（木）10：00～12：25

議事概要：

（1）農薬（チオベンカルブ）の食品健康影響評価について

・審議の結果、チオベンカルブの許容一日摂取量（ADI）を0.009 mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を1 mg/kg体重と設定し、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

* 除草剤で、水稻、麦類、豆類等に使用します。今回、再評価の対象とされています。

（2）農薬（ブタクロール）の食品健康影響評価について

・審議の結果、ブタクロールの許容一日摂取量（ADI）を0.01 mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.49 mg/kg体重と設定し、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

* 除草剤で、水稻等に使用します。今回、再評価の対象とされています。

（3）農薬（イソチアニル）の食品健康影響評価について

・継続審議となった。

* 殺菌剤で、稲に使用します。今回、再評価の対象とされています。